

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団（以下「財団」という。）が千歳市内において集団で資源回収を実施した団体に対し奨励金を交付することにより、資源回収意欲及び社会貢献意識の高揚を図り、もって廃棄物の減量及び再資源化の一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 資源物 千歳市内の家庭から排出される古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール及び雑がみ）、リターナブルびん（ビールびん、一升びん（茶色及び緑色）及びジュースびん）、金属類（空き缶（アルミ缶及びスチール缶）、鉄くず等）、紙パックの品目をいう。

ただし、事業活動に伴い排出されたものを除く。

(2) 集団資源回収 第5条に規定する奨励金の交付を受けるため、集団で前号に定める資源物を収集し、集団資源回収実施業者にその資源物を引き渡すまでの自主的活動をいう。

(3) 集団資源回収実施団体 第3条の規定に基づき登録された、市内の町内会、自治会、老人クラブその他財団の理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める営利を目的としない集団で資源回収を行う団体（以下「登録団体」という。）をいう。

(4) 集団資源回収実施業者 第10条の規定に基づき登録され、登録団体から資源物の回収を行う事業者（以下「登録業者」という。）をいう。

(5) 奨励金 財団が第5条に基づき登録団体に対し、交付する奨励金をいう。

(6) 処分業者 登録業者が登録団体から回収した資源物を資源化ルートに乗せる納入先事業者であり、資源物の紙類については、古紙を製紙メーカーへ集荷する問屋で北海道製紙原料直納商業組合等の事業者とし、缶、鉄くず及びびん等については、一般社団法人日本鉄リサイクル工業会又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき北海道に登録した廃棄物再生事業者その他理事長が特に認める事業者とする。

(集団資源回収実施団体の登録)

第3条 集団資源回収を実施し、奨励金の交付を受けようとする団体は、集団資源回収

実施団体登録申請書（第1号様式）により、あらかじめ理事長に申請し、登録を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があった場合は、当該申請内容を確認し、適当であると認めるときは、集団資源回収実施団体の登録を行い、当該団体に対し集団資源回収実施団体登録通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 登録団体が前項の登録事項を変更したとき又は登録の抹消を受けようとするときは、集団資源回収実施団体登録（変更届・抹消申請書）（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の登録を抹消することができるものとする。
 - (1) 前項の規定に基づく抹消申請があったとき。
 - (2) 集団資源回収が継続して3年間実施されないとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
 - (4) その他理事長が特に必要があると認めるとき。
- 5 理事長は、前項の規定により登録を抹消した場合には、集団資源回収実施団体登録抹消通知書（第4号様式）によりその旨を当該団体に通知するものとする。

（登録団体の責務）

第4条 登録団体は、集団資源回収を実施するに当たり、登録業者を選定しなければならない。

- 2 登録団体は、登録業者と資源物の回収方法及び回収日等を協議し取り決める。

（奨励金の交付対象等）

第5条 登録団体に対する奨励金は、当該団体が集団資源回収を実施し、登録業者に引き渡した資源物の量を記載した伝票（以下「回収伝票」という。）に基づき理事長が交付する。回収伝票は、登録業者が処分業者に資源物を引き渡す際に処分業者が発行した計量を証する書類（以下「計量証明書」という。）に代えることができる。

- 2 奨励金の対象となる資源回収品目は、第2条第1項第1号に規定する資源物とする。
- 3 第2条第1項第1号の紙パックに係る登録団体に対する奨励金については、社会貢献活動の一環として、その全額を福祉団体に寄附するよう努めるものとする。

（資源回収実績報告及び奨励金交付）

第6条 登録団体は、奨励金の交付を申請しようとするときには、一の年度の四半期毎に、集団資源回収実績報告書兼奨励金交付申請書（第5号様式）に登録業者からの回

収伝票の写しを添付して、各四半期末月の翌月20日までに理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、当該年度内の回収実績に限り各四半期をまたぐ期間の回収実績をまとめて申請することを妨げない。
- 3 奨励金の交付は、一の年度において4回を上限に行うこととし、4月から6月までの回収実績に対する奨励金を7月に、7月から9月までの回収実績に対する奨励金を10月に、10月から12月までの回収実績に対する奨励金を1月に、1月から3月までの回収実績に対する奨励金を4月に交付するものとする。
- 4 第2項の規定による申請をした場合の奨励金は、前項の回収実績期間に応じた支払月に交付するものとする。
- 5 理事長は、奨励金の額が確定したときは、登録団体に対し、集団資源回収奨励金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 6 理事長は、実績報告書の提出があった月の末日までに登録団体に奨励金を口座振込の方法により交付するものとする。
- 7 理事長及び登録団体は、奨励金の交付に係る証拠書類、帳簿等を整備し、これらを5年間保存するものとする。

（奨励金交付額）

第7条 奨励金の額を算定する場合の1キログラム当たりの単価は、4円とする。

- 2 奨励金交付額は、回収した資源物のうち第2条第1項第1号に掲げる品目に該当する資源物の総重量（1キログラム未満の端数があるときは、小数第2位以下を切り捨てるものとする。）に、前項の単価を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（奨励金の返還）

第8条 理事長は、虚偽の申請その他不正な手段により既に交付した奨励金がある場合は、期日を定め当該交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により奨励金を返還させる場合には、集団資源回収奨励金返還請求書（第7号様式）により請求するものとする。

（登録業者の要件）

第9条 第2条第1項第4号の登録業者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人、個人又は理事長が特に認める団体でなければならない。ただし、回収業務の円滑な推進を図るため理事長が特に認める場合は、第3号の規定を適用しないことができる。

- (1) 市内の家庭から排出される資源物を回収し第2条第1項第6号に規定する処分

業者に引き渡し、資源化ルートに乗せることができること。

- (2) 2年以上継続して資源回収の業を営んでいること。
- (3) 法人にあっては市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、個人又は理事長が特に認める団体にあっては市内に住所を有すること。

(登録業者の登録)

第10条 登録業者の登録を受けようとするものは、集団資源回収実施業者登録申請書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 市税に滞納がないことを証明するもの
- (2) 申請者が個人で、市民税が非課税である場合には非課税証明書
- (3) 当該回収業者の過去2年間の資源回収実績(第9号様式)
- (4) 集団資源回収に使用する自動車車検証の写し
- (5) 集団資源回収に使用する計量器検査証の写し

ただし、第5条第1項の回収伝票を計量証明書に代える場合は不要とする。

- 2 登録の有効期間は2年間とし、更新を妨げない。ただし、更新に当たっては、期間満了前に前項に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定による登録申請があった場合において、当該申請事項を審査し適当であると認めるときは、集団資源回収実施業者に登録し、当該回収業者に対し集団資源回収実施業者登録通知書(第10号様式)によりすみやかに通知するものとする。
- 4 登録業者は、登録事項を変更したとき又は登録の抹消を受けようとするときは、集団資源回収実施業者登録(変更届・抹消申請書)(第11号様式)をすみやかに理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付に関わった登録業者があるときその他理事長が特に必要があると認めるときは、当該登録業者の登録を抹消することができるものとする。
- 6 理事長は、第4項の規定による登録抹消申請を受け登録を抹消した場合又は前項の規定により登録を抹消した場合には、集団資源回収実施業者登録抹消通知書(第12号様式)によりその旨を当該回収業者に通知するものとする。
- 7 第5項の規定により登録を抹消された回収業者は、当該抹消後1年間は登録申請ができないものとする。

(登録業者の責務)

第11条 登録業者は、集団資源回収を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 集団資源回収の回収方法及び回収日等を登録団体と協議し取り決め、円滑に実施すること。
- (2) 回収した資源物は、計量法に基づく計量器で計測した回収伝票を登録団体に渡すとともに、適正に資源化ルートに乗せること。
- (3) 回収伝票、計量証明書及び集団資源回収に関する帳簿等は、5年間保存すること。

(登録業者の回収品目)

第12条 登録業者は、第2条第1項第1号に掲げる資源物の全部又は一部を回収するものとする。

(登録業者の資源回収実績報告等)

第13条 登録業者は、登録団体から資源物の回収を行ったときには、回収日から5日以内に登録団体へ回収伝票を引き渡すとともに理事長に送付しなければならない。

(千歳集団資源回収団体連絡会)

第14条 財団、千歳市町内会連合会、次条の協議会、処分業者及び千歳市の各代表者は、集団資源回収事業に係る情報の交換及び共有、連絡調整並びに要望事項等の検討を行い、もって事業の円滑な推進及び奨励金の適正な交付を確保するため、千歳集団資源回収団体連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 前項の連絡会の設置、運営等に関する事項については、別に定める。

(千歳集団資源回収事業者協議会)

第15条 登録業者は、集団資源回収業務に係る情報の交換及び共有、連絡調整並びに要望事項等への対応を行い、もって事業の円滑な推進及び奨励金の適正な交付を確保するため、すべての登録業者で構成する千歳集団資源回収事業者協議会を設置する。

2 前項の協議会の設置、運営等に関する事項については、別に定める。

(報告及び調査)

第16条 理事長は、奨励金の交付に適正を期するため、必要があると認める事項について、登録団体及び登録業者に報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 7 条まで、第 10 条及び第 11 条の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際に改正前の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱に規定する理事長の登録を受けているものは、この要綱に基づく登録を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 30 年度以降の資源物について適用し、平成 29 年度までの資源物については、従前の例による。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

集団資源回収実施団体登録通知書

様

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

理事長

印

貴団体を、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり集団資源回収実施団体に登録しましたので通知します。

- 1 登 録 日 : 年 月 日
- 2 奨 励 金 交 付 額 : 回収した資源物のうち第2条第1項第1号に掲げる資源物の総重量1kgにつき4円
- 3 奨励金交付の時期 : 4月～6月の回収分は7月に、7月～9月の回収分は10月に、10月～12月の回収分は1月に、1月～3月の回収分は4月にそれぞれ交付

〈注意事項〉

- 1 7月、10月、1月、及び4月の各月20日までに集団資源回収実績報告書兼奨励金交付申請書（第5号様式）を提出してください。
- 2 登録された内容のうち、団体名・代表者・連絡先・その他に変更があった場合は、すみやかに集団資源回収実施団体登録（変更届・抹消申請書）（第3号様式）を提出してください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

集団資源回収実施団体登録（変更届・抹消申請書）

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団理事長 様

団体名

代表者

印

電話番号

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、次のとおり集団資源回収実施団体登録の〔 1 変更について届出します。 2 登録の抹消を申請します。 〕

1 変更

(1) 団体名の変更

	新	旧
団体名		

(2) 代表者の変更

	新	旧
住 所	〒 ー 千歳市	〒 ー 千歳市
氏 名		
電 話	ー ー	ー ー

(3) 連絡先の変更

	新	旧
住 所	〒 ー 千歳市	〒 ー 千歳市
氏 名		
電 話	ー ー	ー ー

(4) その他の変更

	新	旧

2 登録抹消

(理由)

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

集団資源回収実施団体登録抹消通知書

様

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

理事長

印

貴団体を、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第3条第5項の規定に基づき、 年 月 日付で集団資源回収実施団体登録から抹消したので、通知します。

理由

〈 注意事項 〉

- 1 抹消した日以降に回収した実績分に対する奨励金は、交付しません。
- 2 既に交付した奨励金について、返還していただく場合があります。

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

集団資源回収奨励金交付決定通知書

様

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団
理事長 印

年 月 日付で申請を受けた集団資源回収奨励金について、次のとおり交付額が決定しましたので通知します。

1 奨励金交付額

- | | |
|----------------------------|------------------|
| (1) 資源回収実績
(奨励金対象品目総重量) | . kg (小数第2位以下切捨) |
| (2) 奨励金単価 | 4 円 |
| (3) 奨励金交付額 | 円 |

2 支払予定日

年 月 日

〈 注意事項 〉

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第8条の規定により、虚偽の申請、その他不正な手段により既に奨励金の交付を受けたことが判明したときは、交付した奨励金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

集団資源回収奨励金返還請求書

様

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

理事長

印

貴団体に交付した奨励金について、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり奨励金の返還を請求します。

1 返還理由 _____

2 返還額 金 _____ 円
(内訳 _____)

3 返還期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

4 返還口座 北洋銀行 千歳中央支店 普通 0473778

集団資源回収実施業者登録申請書

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団理事長 様

住所・所在地

屋号・社名

氏名・代表者名

印

電話番号

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり集団資源回収実施業者の登録を申請します。

従事人数	人			
回収品目 (該当する品目を○で 囲んでください。)	新聞紙・雑誌・段ボール・雑がみ、 リターナブルびん、 アルミ缶・スチール缶・鉄くず等、 紙パック			
使用車両積載量 及び台数	1トン車	台	パッカー車	台
	2トン車	台	軽貨物車	台
	()トン車	台	()車	台
主な資源物 納入先(処 分業者名)	紙類：			
	びん類：			
	金属類：			
自動車車検証の写し				台(枚)
計量器検査証の写し				台(枚)

第9号様式（第10条関係）										
資源回収実績										
平成 年 月 日										
名称										
代表者住所										
代表者名										
印										
《該当する項目に○を記入してください》										
過去2年間 実績	主な回収先毎に実績を記入	新聞紙	雑誌	段ボール	雑がみ	リターナ ブルびん	アルミ缶	スチール缶	鉄くず等	紙パック
	(回収先名)									
過去1年まで	(○で囲む) 戸別回収・拠点回収・資源庫回収・事業系・ その他 ()									
平成 年 月	(回収先名)									
から	(○で囲む) 戸別回収・拠点回収・資源庫回収・事業系・ その他 ()									
平成 年 月	(回収先名)									
まで	(○で囲む) 戸別回収・拠点回収・資源庫回収・事業系・ その他 ()									
過去2年目から 1年目まで	(回収先名)									
	(○で囲む) 戸別回収・拠点回収・資源庫回収・事業系・ その他 ()									
平成 年 月	(回収先名)									
から	(○で囲む) 戸別回収・拠点回収・資源庫回収・事業系・ その他 ()									
平成 年 月	(回収先名)									
まで	(○で囲む) 戸別回収・拠点回収・資源庫回収・事業系・ その他 ()									

第 10 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

集団資源回収実施業者登録通知書

様

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

理事長

印

あなた（貴社）を、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、集団資源回収実施業者として登録したので、通知します。

記

登録期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

〈 注意事項 〉

- 1 登録された内容に変更があった場合は、すみやかに集団資源回収実施業者登録（変更届・抹消申請書）（第 11 号様式）を提出してください。
- 2 奨励金の交付に適正を期するため、必要と認める事項について実施団体に報告を求め、又は調査する場合があります。

第 11 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

集団資源回収実施業者登録 (変更届・抹消申請書)

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団理事長 様

住所・所在地

屋号・社名

氏名・代表者名

印

電話番号

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第 10 条第 4 項の規

定に基づき、次のとおり集団資源回収実施業者登録の

1	変更について届出します。
2	登録の抹消を申請します。

1 変更 (※変更があった項目のみ記入してください。)

	新	旧
名 称		
代 表 者 住 所		
代 表 者 氏 名		
電 話	— —	— —
回収品目 (該当する品目を○で囲んでください。)	新聞紙・雑誌・段ボール・ 雑がみ、リターナブルびん、 アルミ缶・スチール缶・ 鉄くず等、紙パック	新聞紙・雑誌・段ボール・ 雑がみ、リターナブルびん、 アルミ缶・スチール缶・ 鉄くず等、紙パック

2 登録抹消

(理由)

第 12 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

集団資源回収実施業者登録抹消通知書

様

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

理事長

印

あなた（貴社）を、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団集団資源回収奨励金交付要綱第 10 条第 6 項の規定に基づき、
年 月 日付で集団資源回収実施業者登録から抹消したので、通知します。

理由

〈注意事項〉

この抹消後は、1 年間は回収業者として登録ができません。